

厚岸町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月
厚岸町教育委員会

目次

1	計画の趣旨・現状	2
2	目標	2
3	計画の期間	3
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	5

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画策定の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）第8条第1項に基づき、文部科学省告示「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「指針」という。）に即して策定するものです。教育職員の健康と福祉を確保し、限られた時間の中で児童生徒への教育の質を高めるため、業務量の適切な管理と働き方改革を推進します。

(2) 対象

本計画は、厚岸町教育委員会が服務監督を行う町立小学校、町立中学校に勤務する職員のうち、給特法第2条第2項に規定する教育職員を対象とします。

(3) 本町の現状

本町では、2024（令和6）年3月に策定した「厚岸町立小中学校における働き方改革アクション・プラン」において、教育職員の在校等時間を年間360時間以内、月45時間以内として目標を定め、教育委員会による校務実施環境の整備や、学校の働き方改革コアチーム等による取組を進め、在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、2024（令和6）年度は以下のとおりでした。

【2024（令和6）年度の時間外在校等時間の状況】

2024年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
平均時間外 在校等時間	25:56	27:15	21:25	18:48	9:40	20:47	21:10	18:10	13:52	12:52	14:58	14:31	18:16

（単位：人）

2024年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
45時間未満	86	82	93	94	95	91	90	92	93	95	95	94
45時間以上80時間未満	9	13	2	1	0	4	4	1	0	0	0	1
80時間以上100時間未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100時間以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

時間外在校等時間について、45時間を上回る割合が最も多い月で13.7%、年間360時間以上となった職員は13.7%となっています。教育職員の業務においては、授業準備、校務分掌による業務、部活動指導の順で負担感が大きく、学校以外が担うべき業務、教師以外が積極的に参画すべき業務及び教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務について、町長部局や関係機関、地域との連携を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要です。

2 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおりです。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の状況を100%にする。

- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。
 - ・ 年間の時間外在校等時間が360時間以下にする。
- (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下にする。
【13.7%】
- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮等により、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3 本計画の期間

2026（令和8）年度から2029（令和11）年度までとする。

なお、本計画については、取組の進捗状況や課題を検証しながら、必要に応じて見直しを行い、より実効性のあるものとなるよう努めるものとします。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

業務の適正化の推進に当たっては、国が示した「学校と教師の業務の3分類」（以下、「3分類」）に基づく取組の実効性を確保するため、教育委員会、学校に加え、町長部局や関係機関、地域との連携を図りながら、取組を進める。

【学校と教師の業務の3分類】

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	⑤調査・統計等への回答 ⑥ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 ⑦児童生徒の休み時間における安全への配慮 ⑧校内清掃 ⑨部活動	⑩給食の時間における対応 ⑪授業準備 ⑫学習評価や成績処理 ⑬学校行事の準備・運営 ⑭進路指導の準備 ⑮支援が必要な児童生徒・家庭への対応

イ 学校以外が担うべき業務

- ◆ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
 - ・ 保護者・地域住民・町の協力により、通学路の安全・安心な見守り体制を維持する。
- ◆ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）
 - ・ 学校徴収金について、ICT等を活用した徴収方法の検討を行う。
- ◆ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」④関係）
 - ・ 過度なクレーム等から教育職員を守るためにカスタマーハラスメント対応マニュアルを策定し、子供たちと向き合う時間や研修の確保ならびに健康維持に向けた取組を進める。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆ 調査・統計等への回答（「3分類」⑤関係）

- ・ 電子回答フォームの機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答にかかる事務負担を軽減する。
- ・ 学校事務の効率化及び負担軽減のため、引き続き学校伝票処理システムを活用し、職員の業務軽減を図るほか、確保できた時間を多様化する課題の検討等に充てる。

◆ 部活動（「3分類」⑨関係）

- ・ 段階的に部活動の地域展開をすすめ、部活動業務の負担を軽減する。

ハ 教師の業務であるが、負担軽減を促進すべき業務

◆ 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑪⑫関係）

- ・ 校務支援システムの機能等を活用することによって、授業準備、成績処理等にかかる事務負担を軽減する。
- ・ 採点作業の時間短縮のため、デジタル採点システムについて、導入に向け検討する。

【既に本町が講じている措置について】

- ・ 関係機関等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。（「3分類」②関係）
- ・ 各学校のICT機器・ネットワーク設備について、外部委託による日常的な保守・管理を行い、障害や不具合に対応する。（「3分類」⑥関係）
- ・ 各学校の事務を補助させるため、引き続き学校規模を考慮のうえ全ての学校に事務補又は公務補を配置する。（「3分類」⑪⑫関係）
- ・ 引き続き、教育上、特別の支援を必要とする児童生徒の支援に従事する学級支援員の適正な配置に努める。医療的ケア児への支援においても、看護師の配置を継続する等、適切な医療的ケアを実施するための環境整備を行う。（「3分類⑮」関係）
- ・ 北海道教育委員会の事業を活用したスクールカウンセラーの配置により心のケアを行うと共に、教育委員会におけるスクールソーシャルワーカーの配置により学校・家庭・地域一体の包括的な支援を実施する。（「3分類」⑮関係）

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小・中学校は年間で1,086単位時間以上）教育課程を編成・実施することのないように指導・助言するとともに、余剰時数が過大になっている場合や、指導体制を整えないまま標準時数を大きく上回る授業時数を計画されている場合には、学校における教育課程の改善が適切に行われるよう指導・助言を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の内容に取り組む。

- ・ 労働安全衛生管理体制の適切な整備やストレスチェックの実施を図るなど所管する学校の職員のメンタルヘルス対策を推進する。
- ・ 時間外在校時間が1ヶ月80時間を超える教育職員を把握し、校長による面談を実施する。（状況に応じて教育委員会や医師との面談を実施）
- ・ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を図る。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。

- ・ 職員一人ひとりがライフ・ワーク・バランス（仕事と生活の調和）の視点を持ち、積極的に実践できるよう、学校運営体制の見直しなどによる業務の効率化に併せて、月2回以上の定時退勤日の実施や年間15日以上の子次休暇の取得の促進を行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、ホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している校務支援システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治体等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。